

甲賀市青年リーダー設置要領

(設置)

第1条 甲賀市青少年自然活動支援センター（以下「センター」という。）の事業等を円滑に進めるため、センター職員のもとに運営に協力する青年リーダーを設置する。

(目的)

第2条 甲賀市の豊かな自然の中で体験活動を通して、自然に対する幅広い知識を体得し、人と自然との関わりを学ぶ中で、青少年の健全育成をめざすとともに、青年リーダー自身も指導者として成長することを目的とする。

(活動の範囲)

第3条 青年リーダーの活動は、次に掲げる事業等の範囲とする。

- (1) センター主催事業
- (2) 青少年健全育成に係る事業
- (3) その他センター所長の要請する事項

(事務局)

第4条 青年リーダーの事務局を甲賀市教育委員会事務局社会教育スポーツ課内センターに置く。

(青年リーダーの対象)

第5条 青年リーダーは、高校生以上で概ね30歳までの心身共に健康な者とする。また青年リーダーが未成年の場合は、保護者の同意を必要とする。

(青年リーダーの研修)

第6条 青年リーダーとして活動する者は、原則、青年リーダー研修実施要項に定めるリーダー研修を受講するものとする。

(青年リーダーの登録)

第7条 青年リーダーとして活動する者は、甲賀市青年リーダー登録書（様式第1号）をセンター所長に提出し、承認を得るものとする。

- 2 青年リーダーの登録期間は1年度とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに申し出がない場合は、本登録はさらに1年度継続するものとし、以降も同様とする。
- 3 センター所長は、登録名簿を整備する。

(守秘義務)

第8条 センター所長は甲賀市青年リーダー登録書により知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(実費負担)

第9条 青年リーダーが活動（研修会の出席を含む。）のために要する交通費、宿泊代等の実費については、センターが負担する。ただし、交通費は片道2,000円を上限とする。

(保険)

第10条 センターは、青年リーダーが安全かつ安心して活動できるように、スポーツ安全保険に加入することとする。

(報償)

第11条 青年リーダーの活動報償費は、第2条に規定する活動に対し、次に掲げる金額を支給する。

- (1) 午前8時から午後1時までの間の活動に対し、2,000円を支給する。
- (2) 午後1時から午後6時までの間の活動に対し、2,000円を支給する。
- (3) 午後6時から翌朝午前8時までの間の活動に対し、3,000円を支給する。

(その他)

第12条 この要領に定めのない事項については、その都度センター所長が決定する。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年1月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。